

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成の概要について

1. 目的

トラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が従業員に自動車教習所を活用して準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を取得させた際の教習料の一部を助成する。

2. 主な助成要件

(1) 助成対象者

公益社団法人広島県トラック協会の会員事業者

(2) 助成対象

令和4年4月1日から令和5年3月10日の間に、自動車教習所を活用して準中型免許・中型免許・大型免許・けん引免許を取得した従業員が在籍している会員事業者を対象とする。

また、同一従業員に対する助成回数は、1事業年度において1回のみとする。

※対象となる従業員は、免許取得費用を支出する時点で既に雇用されている者に限る。

(3) 助成金額

1人当たりの助成金額は、免許取得に係る費用の2分の1（千円未満切り捨て）とする。

ただし、1人当たりの助成金額の上限は、準中型免許が30,000円、中型免許が50,000円、大型免許が70,000円、けん引免許が30,000円とする。

2種類の免許を同時に取得する場合は、それぞれの上限額を合算せず、上限の多い額のみを適用する。

また、助成対象となる免許取得者数の上限は、1会員事業所当たり3人、同一事業者当たり10人とする。

(4) 助成方法

申請受付は先着順とする。

したがって、予算枠に達した時点で助成金の申請受付を締め切る。

3. 助成申込

会員事業者の所属する協会支部に申し込むこと。

4. 施行日

令和4年4月1日